

別表 1

事業メニュー	補助対象経費	事業種目	補助対象者	補助対象機械及び設備	補助率	重要な変更
1. 高性能林業機械等整備	物価及びエネルギー価格高騰の影響を抑えるための生産コストの低減や生産性の向上等に資する林業・木材産業関連機械設備等の導入に必要な経費	林業機械作業システム整備	認定事業主（注1）、意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体	高性能林業機械、林業用トラック、集材機等	1/2 以内	1. 補助対象経費の額の変更 ・補助対象経費の増額 ・補助対象経費の20%を超える減額（ただし入札による減額は除く。） ・事業種目間の20%を超える額の増減 2. 補助事業の内容の変更 ・補助対象機械設備等の変更（ただし（注2）の場合は除く。） 3. 補助事業の中止又は廃止
2. 特用林産振興施設等整備		特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体等	特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械、特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械		
3. 木材加工流通施設等整備		(1) 木材加工流通施設整備 (2) 森林バイオマス等活用施設整備	森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	木材製材施設装置、木材加工施設装置及び木材集出荷用機械等		
4. 木質バイオマス利用促進施設整備		(1) 未利用間伐材等活用機材整備 (2) 木質バイオマス供給施設整備 (3) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、P F I 事業者及び民間事業者等	未利用間伐材等活用機械、木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械、木質バイオマスエネルギー利用施設装置		

（注1）「林業労働力の確保の促進に関する法律」の第5条に定める知事から認定された事業主

（注2）ただしア～ウのいずれかに該当するものは除く。

ア 補助目的及び事業能率に関係のない細部の変更である場合

イ 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

ウ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合